

# 碧労務管理事務所 顧問+給与セット料金表【平成29年9月版】

顧問+給与 人員数	当事務所		
	顧問+給与	セット報酬	割引率
1～9名	15,000+15,000	22,500	25%
10～19名	25,000+25,000	37,500	25%
20～29名	35,000+35,000	52,500	25%
30～49名	45,000+45,000	67,500	25%
50～69名	55,000+55,000	82,500	25%
70～99名	75,000+75,000	112,500	25%
100人以上	応相談	応相談	

(注1)人員数は、事業主(常勤役員を含む)と従業員を合わせた数

(注2)パート、アルバイトの人員数は、雇用保険加入義務者は0.8名、それ以外は0.6名として算出  
算出した人数に端数が出た場合は切り上げることとする

## ■顧問報酬に含まれる業務

顧問報酬とは、社会保険労務士業務のうち、  
労働基準法(就業規則、事業付属寄宿舎規則を除く)、  
労働者災害補償保険法、雇用保険法(高年齢雇用継続給付、育児介護休業給付及び二事業の給付申請に係る者を除く)、  
労働保険の保険料の徴収等に関する法律(労働保険概算・確定保険料申告を除く)、  
労働安全衛生法(許認可申請、設計・作図・強度計算・現場確認などを要するものを除く)、  
健康保険法、厚生年金保険法(健保・厚生標準報酬月額算定基礎届及び月額変更届を除く)、  
国民年金法の8法令に基づいて行政機関等に提出する書類の作成、申請などの提出代行、  
労働社会保険諸法令に関する事項の相談、指導の業務を月を単位として継続的に受託します

## ■給与計算報酬に含まれる主な業務

タイムカード等からの勤怠集計  
給与計算(残業代、社会保険料、税金等の計算)  
勤怠支給控除一覧表の作成  
振込金額一覧表、金種一覧表の発行  
給与明細書の発行  
賞金台帳(年度別など各形式)

- ・各種資料は、紙資料、データ資料(PDF)等でお渡しします
- ・資料はMykomonのクラウドサービスを利用し、いつでも確認できるよう保存します
- ・勤怠集計を会社のほうでやっていただく場合は、月額報酬を10%減額します

## ■給与計算報酬とは別にかかる主な費用

- (1)賞与計算(賞与金額の試算、賞与計算・明細等資料の発行)・・・賞与計算は給与計算報酬の1ヶ月分です
- (2)退職金計算(退職金金額の試算、退職金計算・明細等資料の発行)・・・1名5,000円
- (3)市県民税の納付書の金額記入(1市町村500円)、その他異動の手続き(1件3,000円)
- (4)振込依頼書の作成、銀行等への振込依頼作業等は、別途費用が掛かります

## ■給与計算報酬が割増になるケース

- (1)給与締切日から支払日までの間が15日間以上を基本として料金設定していますので、15日未満の場合は、割増対象となります。  
例、月末締切、翌月10日支払のケース 報酬10%増し
- (2)年末年始、ゴールデンウィーク、夏季休暇等の長期休暇期間中と、給与締切日と支払日のスケジュール期間が重なる場合、報酬25%増し

(注3)金額はすべて税抜きとなっています。別途消費税がかかります

(注4)上記内容に明記されていない事項については、協議の上決定します

(注5)上記内容を基本としておりますが、受託範囲、契約形態等を考慮して別途お見積りします